令和8年6月30日

内閣総理大臣

高市　早苗　　殿

法人の名称　公益社団法人日本パワーリフティング協会

代表者の氏名　古城　資久

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２２条第１項の規定により、提出します。

記

１. 財産目録

２. 役員等名簿

３. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

４. 社員名簿

５. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１２９条第１項（同法第１９９条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

６. キャッシュ・フロー計算書
なし

７. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第４６条第１項第２号に掲げる書類

８. 規則第４６条第１項第３号に掲げる書類

９. 規則第４６条第１項第４号から第１１号までに掲げる書類

10. 規則第５７条第１項第２号に掲げる書類

11. 滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税証明書（財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

（備考）
６の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

令和7年度　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

財産目録　　令和8年3月31日現在

（単位:円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
1.現金	手持有高	運転資金として	0
2.銀行預金			14,021,734
普通預金明細			
楽天銀行（JKA助成金）	楽天銀行	運転資金として	234,086
楽天銀行（くじ助成金）	楽天銀行	運転資金として	922,109
楽天銀行（海外送金）	楽天銀行	運転資金として	752,780
楽天銀行（基金助成）	楽天銀行	運転資金として	9,247,891
SMBC（助成金）	三井住友銀行	運転資金として	2,352,413
SMBC（外貨預金）	三井住友銀行	運転資金として	36
本部	三菱UFJ銀行	運転資金として	512,419
3.当座預金			3,647,178
郵便貯金(当座)			
登録	ゆうちょ銀行	運転資金として	3,647,178
4.その他流動資産			813,315
未収金		補助金等	813,315
流動資産合計			18,482,227
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	三菱ＵＦＪ・品川駅前	公益目的保有財産	21,845,993
基本財産合計			21,845,993
(2)特定資産			
特定資産計			0
(3)その他の固定資産			
什器備品	ラック・バックボード等	公益目的事業・管理運営の用に供している。	21,042,764
減価償却累計額			△ 15,263,981
ソフトウェア	ｸﾞｯﾄﾞﾘﾌﾄｼｽﾃﾑ構築等	公益目的事業・管理運営の用に供している。	138,967
その他の固定資産合計			5,917,750
固定資産合計			27,763,743
資産合計			46,245,970
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金		経費未払い等	282,714
前受金		会費前受	69,000
預り金		役員・弁護士源泉税	304,354
未払消費税等			1,068,700
流動負債合計			1,724,768
2 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			1,724,768
正味財産合計			44,521,202

事業年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
コジョウ	モトヒサ	古城	資久	非常勤	レ	
ミウラ	シゲノリ	三浦	重則	非常勤		
タカイ	タカヨシ	高井	隆義	非常勤		
テラカド	ヒロユキ	寺門	浩之	非常勤		
タナカ	ショウコ	田中	彰子	非常勤		
サネシマ	ヨシナリ	実島	可斉	非常勤		
スゴウ	モモコ	菅生	桃子	非常勤		
スギモト	コウジ	杉本	好二	非常勤		
アシザキ	タカシ	芦崎	高志	非常勤		
オノ	タクジ	小野	琢司	非常勤		
フクシマ	マサユキ	福島	政幸	非常勤		
オオタ	ヒロアキ	太田	宏暁	非常勤		
スズキ	コウ	鈴木	光	非常勤		
ノガミ	ヒロシ	野上	広志	非常勤		
オジオ	コウスケ	小塩	康祐	非常勤		レ

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤	外部 監事
ヤスハラ	トオル	安原	徹	非常勤	レ
イシハラ	ミホ	石原	美保	非常勤	レ

役員の報酬等及び費用に関する規程

第１条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第２６条の規定に基づいて、役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものである。

第２条（定義等）

この規程において使用される用語の定義は次のとおりとする。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（交通費、宿泊費を含む）及び通信費等の経費をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

第３条（報酬等の支給）

１　本協会の役員には報酬等は支給しない。

２　前項の規定にかかわらず、役員の中に本協会の外部から選任した役員で、本協会所属の競技者、審判員、その他パワーリフティング関係者でない者（以下「外部役員」という）がいる場合、当該外部役員に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

第４条（報酬の額）

前条第２項の規定による外部役員の年間報酬総額は２，４００，０００円とし、月額は１名５０，０００円とし、当該年間報酬額には、理事会、社員総会等の会議出席に係る報酬及び監査に係る報酬を含むものとする。ただし、旅費は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」に従い、別途支給する。

第５条（報酬の支給日及び支給方法）

１　前条に規定する外部役員の報酬は、毎月２５日に支払うものとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前の営業日に支払うものとする。

２　報酬は、外部役員の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとし、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給するものとする。

第６条（費用）

１　役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、原則的に職務の終了後に、別途定める申請書によって当該費用の請求があり次第、遅滞なく支払うものとする。ただし、やむを得ず前払いを要する場合は、その理由を記した申請書を本協会に事前に提出し、経理部長又は会長が承認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員に支払うことができるものとする。

２　費用の支払いに関する詳細は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」による。

第７条（公表）

この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第８条（協議事項）

この規程の実施に際して、規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議し、協議結果を踏まえて社員総会で決議するものとする。又、この規程の実施・運用にあたって必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第９条（規程の改廃）

この規程の改廃は、社員総会で決議する。

＜附則＞

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この規程は、平成３０年９月１６日に改訂し、同日より施行する。

３　この規程は、平成３０年１１月２３日に改訂し、同日より施行する。

４　この規程は、令和３年６月１１日に改訂し、同日より施行する。

No.	会員種別	連盟・協会	役　職	氏　名
1		学識	会長	古城　資久
2	関係団体代表者	全日本高校	理事長	齋藤 誠一郎
3	関係団体代表者	全日本学生	理事長	大城　寛汰
4	関係団体代表者	全日本実業団	理事長	杉本　好二
5	都道府県代表者	北海道	理事長	菅原　一宣
6	都道府県代表者	青森県	会長	太田　勇吉
7	都道府県代表者	岩手県	理事長	村山　幸教
8	都道府県代表者	宮城県	会長	遠藤　健太
9	都道府県代表者	秋田県	理事長	高橋　誠広
10	都道府県代表者	福島県	理事長	太田　慎也
11	都道府県代表者	茨城県	理事長	寺門　浩之
12	都道府県代表者	栃木県	理事長	荻原　明信
13	都道府県代表者	群馬県	理事長	西　隆太
14	都道府県代表者	埼玉県	理事長	布施　勝
15	都道府県代表者	千葉県	理事長	加藤　善治
16	都道府県代表者	東京都	理事長	荒川　大介
17	都道府県代表者	神奈川県	理事長	小野　琢司
18	都道府県代表者	新潟県	理事長	相馬　満信
19	都道府県代表者	富山県	理事長	芦崎　高志
20	都道府県代表者	石川県	理事長	山口　真矢
21	都道府県代表者	福井県	理事長	武井　風
22	都道府県代表者	山梨県	理事長	関本　正志
23	都道府県代表者	長野県	理事長	鈴木　佑輔
24	都道府県代表者	岐阜県	理事長	宮本　覚道
25	都道府県代表者	静岡県	理事長	福島　政幸
26	都道府県代表者	愛知県	理事長	伊藤　教雄
27	都道府県代表者	三重県	理事長	三橋　信之
28	都道府県代表者	滋賀県	理事長	中出　裕己
29	都道府県代表者	京都府	理事長	八木　為総
30	都道府県代表者	大阪府	理事長	中田　和夫
31	都道府県代表者	兵庫県	副会長	田中　彰子
32	都道府県代表者	奈良県	理事長	宮本　光一
33	都道府県代表者	和歌山県	理事長	保富　泰人
34	都道府県代表者	鳥取県	会長	堀　薫
35	都道府県代表者	島根県	理事長	高橋　幸司
36	都道府県代表者	岡山県	理事長	野上　広志
37	都道府県代表者	広島県	理事長	後藤　衆治
38	都道府県代表者	山口県	理事長	玉田　浩之
39	都道府県代表者	徳島県	理事長	髙井　隆義
40	都道府県代表者	香川県	理事長	小川　和郎
41	都道府県代表者	愛媛県	理事長	宮内　洋一
42	都道府県代表者	高知県	理事長	山本　英嗣
43	都道府県代表者	福岡県	理事長	中村　享聖
44	都道府県代表者	佐賀県	理事長	宮崎　晴年
45	都道府県代表者	長崎県	理事長	藤井　正道
46	都道府県代表者	熊本県	理事長	甲斐　裕規
47	都道府県代表者	大分県	会長	津田　貴之
48	都道府県代表者	宮崎県	理事長	村上　英次
49	都道府県代表者	鹿児島県	理事長	実島　可斉
50	都道府県代表者	沖縄県	理事長	平良　治雄

貸　借　対　照　表

（令和8年3月31日現在）

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　（単位:円）

科 目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	17,668,912	6,089,896	11,579,016
未収金	813,315	840,750	△ 27,435
流動資産合計	18,482,227	6,930,646	11,551,581
2 固定資産			
⑴基本財産			
定期預金	21,845,993	21,840,533	5,460
基本財産合計	21,845,993	21,840,533	5,460
⑵特定資産			
特定資産合計	0	0	0
⑶その他の固定資産			
什器備品	21,042,764	14,130,416	6,912,348
減価償却累計額	△ 15,263,981	△ 9,774,984	△ 5,488,997
ソフトウェア	138,967	75,900	63,067
その他の固定資産合計	5,917,750	4,431,332	1,486,418
固定資産合計	27,763,743	26,271,865	1,491,878
資産合計	46,245,970	33,202,511	13,043,459
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	282,714	50	282,664
前受金	69,000	165,000	△ 96,000
預り金	304,354	231,148	73,206
未払消費税等	1,068,700	0	1,068,700
流動負債合計	1,724,768	396,198	1,328,570
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,724,768	396,198	1,328,570
Ⅲ 正味財産の部			
1一般正味財産	44,521,202	32,806,313	11,714,889
（うち基本財産への充当額）	(21,845,993)	(21,840,533)	(5,460)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	0
正味財産合計	44,521,202	32,806,313	11,714,889
負債及び正味財産合計	46,245,970	33,202,511	13,043,459

附属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の2．において記載している。

2．引当金の明細

　該当無し。

財務諸表に対する注記

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　令和8年 3月31日 現在

１、重要な会計方針
「公益法人会計基準（平成20年4月11日平成21年10月16日改正　内閣府公益認定等委員会）」を採用しています。

（１）固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定率法によっている。
無形固定資産・・・定額法によっている。

（２）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

２、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,840,533	5,460	0	21,845,993
	基本財産計	21,840,533	5,460	0	21,845,993
特定財産	特定資産計	0	0	0	0

３、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

（単位：円）

区分	資産の種類	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,845,993	0	21,845,993	0
	基本財産計	21,845,993	0	21,845,993	0
特定財産	特定資産計	0	0	0	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高　（単位：円）

科目	取得原価	減価償却累計額	当期末残高
什器　備品	21,042,764	15,263,981	5,778,783
ソフトウェア	497,000	358,033	138,967
合計	21,539,764	15,622,014	5,917,750

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。　（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
R6年度JSCくじ助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	2,390,000	2,390,000	0	一般正味財産
R6年度JSC基金助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	4,145,000	4,145,000	0	一般正味財産
R7第4回日本グランプリ	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	4,341,000	4,341,000	0	一般正味財産
R7年度大会オンライン配信	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	1,587,000	1,587,000	0	一般正味財産
R7年度ドーピング検査	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	265,000	265,000	0	一般正味財産
R7年度ドーピング講習会	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	376,000	376,000	0	一般正味財産
R7年度組織基盤強化事業	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	450,000	450,000	0	一般正味財産
R7年度JSC基金助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	10,000,000	10,000,000	0	一般正味財産
2025AAP大会運営交付金	International Powerlifting Federation	0	1,360,144	1,360,144	0	一般正味財産
R7年度THE GREAT GAMES 助成金	北九州観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ	0	300,000	300,000	0	一般正味財産
助成金計		0	25,214,144	25,214,144	0	
補助金						
アジアパシフィック姫路補助金	兵庫県スポーツ振興課	0	750,000	750,000	0	一般正味財産
アジアパシフィック姫路補助金	姫路市会計管理	0	1,000,000	1,000,000	0	一般正味財産
全日本パワー宮崎	財）業務スーパージャパンドリーム財団	0	2,000,000	2,000,000	0	一般正味財産
全日本パワー愛媛	公益財団法人JKA	0	6,539,478	6,539,478	0	一般正味財産
全日本パワー宮崎補助金	宮崎県観光協会	0	100,000	100,000	0	一般正味財産
全日本パワー宮崎補助金	延岡市	0	400,000	400,000	0	一般正味財産
補助金計		0	10,789,478	10,789,478	0	
合計		0	36,003,622	36,003,622	0	

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益社団法人日本パワーリフティング協会　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
（１）経常収益			
基本財産運用益	6,494	437	6,057
受取会費	4,230,000	2,485,291	1,744,709
事業収入	80,289,140	51,648,660	28,640,480
受取寄付金	2,475,315	398,291	2,077,024
受取助成金	36,003,622	18,788,307	17,215,315
雑収益	101,498	5,005	96,493
経常収益計	123,106,069	73,325,991	49,780,078
（２）経常費用			
事業費			
委託費	7,833,826	6,839,039	994,787
海外派遣費	25,252,591	15,212,751	10,039,840
諸謝金	13,729,000	9,097,500	4,631,500
ドーピング検査料	407,000	0	407,000
印刷製本費	767,900	732,160	35,740
会議費	2,319,749	588,459	1,731,290
旅費交通費	18,420,397	13,607,634	4,812,763
通信運搬費	519,901	356,850	163,051
消耗品費	7,139,219	2,899,337	4,239,882
修繕費	255,000	0	255,000
賃借料	14,804,109	4,180,473	10,623,636
減価償却費	5,435,092	2,758,754	2,676,338
保険料	359,027	276,429	82,598
諸会費	720,000	380,000	340,000
講習会費	56,100	156,200	△ 100,100
支払手数料	435,922	1,181,901	△ 745,979
大会助成金	1,660,000	1,800,977	△ 140,977
雑費	0	546	△ 546
事業費計	100,114,833	60,069,010	40,046,369
【管理費】			
役員報酬	1,700,000	1,200,000	500,000
会議費	450,204	0	450,204
旅費交通費	808,487	369,441	439,046
通信費	178,963	151,880	27,083
賃借料	340,265	351,265	△ 11,000
水道光熱費	93,567	96,538	△ 2,971
接待交際費	92,773	13,189	79,584
減価償却費	100,838	39,600	61,238
保険料	8,610	9,290	△ 680
諸会費	690,738	652,006	38,732
消耗品費	96,096	92,771	3,325
委託費	2,380,380	2,572,330	△ 191,950
諸謝金	20,000	20,000	0
リース料	21,120	21,120	0
租税公課	1,073,150	213,660	859,490
支払手数料	3,221,156	2,664,778	556,378
雑費	0	220,420	△ 220,420
管理費計	11,276,347	8,688,288	2,588,059
経常費用計	111,391,180	68,757,298	42,633,882
評価損益等調整前当期経常増減	11,714,889	4,568,693	7,146,196
２　計上外増減の部			0
(１)経常外収益			0
過年度損益修正益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
(２）経常外費用			0
貸倒損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11,714,889	4,568,693	7,146,196
一般正味財産期首残高	32,806,313	28,237,620	4,568,693
一般正味財産期末残高	44,521,202	32,806,313	11,714,889
Ⅱ正味財産期末残高	44,521,202	32,806,313	11,714,889

法人コード	A005083
法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位:円）

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合計
	公１ **競技普及事業**	共通	小計	収１	共通	小計			
Ⅰ一般正味財産増減の部									
1.経常増減の部									
（１）経常収益									
基本財産運用益	6,494		6,494			0	0		6,494
受取会費	2,115,000		2,115,000			0	2,115,000		4,230,000
正・準会員会費収入	540,000		540,000				540,000		1,080,000
賛助会員会費収入	1,575,000		1,575,000				1,575,000		3,150,000
事業収入	71,127,793		71,127,793			0	9,161,347		80,289,140
講習会収入	3,407,457		3,407,457				0		3,407,457
薬物検査料	633,000		633,000				0		633,000
公認審判員登録収入	3,089,880		3,089,880				0		3,089,880
所属団体登録収入	1,845,000		1,845,000				0		1,845,000
選手登録収入	15,794,153		15,794,153				9,161,347		24,955,500
参加費収入	44,825,303		44,825,303				0		44,825,303
その他事業収入	1,533,000		1,533,000				0		1,533,000
受取寄付金	2,475,315		2,475,315			0	0		2,475,315
受取寄付金	2,475,315		2,475,315				0		2,475,315
受取助成金等	36,003,622		36,003,622			0	0		36,003,622
受取助成金	25,214,144		25,214,144						25,214,144
受取補助金	10,789,478		10,789,478						10,789,478
雑収益	101,498		101,498			0	0		101,498
受取利息	45,747		45,747				0		45,747
雑収益	55,751		55,751				0		55,751
経常収益計	111,829,722	0	111,829,722	0	0	0	11,276,347		123,106,069
（２）経常費用									
【事業費】									
委託費	7,833,826		7,833,826						7,833,826
海外派遣費	25,252,591		25,252,591						25,252,591
諸謝金	13,729,000		13,729,000						13,729,000
ドーピング検査料	407,000		407,000						407,000
印刷製本費	767,900		767,900						767,900
会議費	2,319,749		2,319,749						2,319,749
旅費交通費	18,420,397		18,420,397						18,420,397
通信運搬費	519,901		519,901						519,901
消耗品費	7,139,219		7,139,219						7,139,219
修繕費	255,000		255,000						255,000
賃借料	14,804,109		14,804,109						14,804,109
減価償却費	5,435,092		5,435,092						5,435,092
保険料	359,027		359,027						359,027
諸会費	720,000		720,000						720,000
講習会費	56,100		56,100						56,100
支払手数料	435,922		435,922						435,922
大会助成金	1,660,000		1,660,000						1,660,000
【管理費】									
役員報酬							1,700,000		1,700,000
会議費							450,204		450,204
旅費交通費							808,487		808,487
通信費							178,963		178,963
賃借料							340,265		340,265
水道光熱費							93,567		93,567
接待交際費							92,773		92,773
減価償却費							100,838		100,838
保険料							8,610		8,610
諸会費							690,738		690,738
消耗品費							96,096		96,096
委託費							2,380,380		2,380,380
諸謝金							20,000		20,000
リース料							21,120		21,120
租税公課							1,073,150		1,073,150
支払手数料							3,221,156		3,221,156
経常費用　計	100,114,833		100,114,833				11,276,347		111,391,180
当期経常増減額	11,714,889		11,714,889			0	0		11,714,889
【経常外収益】									0
経常外収益　計	0		0			0	0		0
【経常外費用】									
経常外費用　計	0		0			0	0		0
当期正味財産増減額	11,714,889		11,714,889			0	0		11,714,889
一般正味財産期首残高									32,806,313
一般正味財産期末残高									44,521,202
Ⅱ正味財産期末残高	0		0				0		44,521,202

令和７年度事業報告

＜令和７年４月１日～令和８年３月３１日＞

令和８年５月１５日

公益社団法人　日本パワーリフティング協会

令和７年度を振り返って

会 長　古城 資久

皆様、日頃より本協会の活動に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、令和７年度の事業報告を行うにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

近年、本協会の会員数は着実に増加しており、現在 7,800 名を超える皆様に競技を楽しんでいただける組織へと成長いたしました。事業規模におきましても、5 年前と比較して 4.5 倍以上へと拡大しております。これもひとえに、会員の皆様の競技への情熱と、関係各位のたゆまぬ努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

本年度、当協会は組織の透明性と持続可能性を高めるべく、「ガバナンスの向上」を最重要課題として取り組んでまいりました。「中央競技団体向けガバナンスコード」の遵守を徹底するとともに、加盟団体の皆様へは「一般スポーツ団体向けガバナンスコード」への適合を強く推奨してまいりました。

組織基盤の強化におきましては、兵庫、群馬、東京、北海道の４協会が法人格（一般社団法人等）を取得し、着実な一歩を刻んでおります。他の加盟団体の皆様におかれましても、次なるステップとしての法人化を検討いただけるよう、引き続き支援体制を整えてまいる所存です。

また、パワーリフティングを「社会的に価値あるスポーツ」へと昇華させるため、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性）の保持に注力いたしました。SNS 等での発信を含め、一人ひとりが社会の一員としての自覚を持つことの重要性を、改めて共有できた一年であったと感じております。設置しております「アスリート委員会」を通して寄せられた競技者の皆様の声は、より良い環境づくりのための貴重な意見として理事会に運び、審議をしております。

今後も、全国どこでも質の高い大会が開催できるよう、組織基盤の強化と運営技能の平準化を推し進めてまいります。大会開催を支えてくださる施設関係者、地域住民の皆様との良好な関係を大切にし、社会に愛され、地域と共生するパワーリフティング界を、皆様と共に創り上げてまいりたいと存じます。

結びに、本年度の皆様のご協力に重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度事業報告

公益事業１－１　全国的競技会の開催事業

１．全国的競技会の開催

１．１全国的競技会の実施（エクイップ・クラシック・層別カテゴリー別競技会）

【エクイップ競技会】　※（　）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和７年５月 １７日～１８日	第５４回全日本男子パワー大会 第４９回全日本女子パワー大会 第４４回全日本ジュニアパワー大会 第２４回全日本サブジュニアパワー大会 第４３回全日本マスターズパワー大会	富山県 富山市	８８名 （１０５名）
令和８年 １月１６日	第３８回全日本ベンチ大会	香川県 高松市	２９５名 （２７２名）

【クラシック競技会】　※（　）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和８年１月 １８日～１８日	第２７回クラシックベンチ大会 （全カテゴリー）	香川県 高松市	３３８名 （５１６名）
令和８年２月１ ３日～１５日	第３０回クラシックパワー大会 （一般男子・女子） 第３１回クラシックパワー大会 （サブジュニア、ジュニア）	宮崎県 延岡市	２１３名 （２９４名）

【層別・カテゴリー別競技会】　※（　）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和７年 ６月８日	第３４回全日本実業団ベンチ大会	千葉県 君津市	８７名 （１０３名）
	第８回全日本教職員ベンチ大会		１６名 （２０名）
令和７年１２月 ６日～７日	第５２回全日本学生パワー大会	愛知県 日進市	１６７名 （８５名）
令和７年 ８月１７日	第４３回全日本高等学校パワー大会	埼玉県 さいたま市	１５３名 （１２２名）
令和７年 １０月１２日	第４２回全日本実業団パワー大会	栃木県 芳賀市	８７名 （８２名）
	第３７回全日本教職員パワー大会		２４名 （２２名）
令和８年 ３月２９日	第２３回全日本選抜高校パワー大会	埼玉県 さいたま市	９３名 （１０３名）

１．２　国民スポーツ大会 公開競技の実施

※（　）内数字：前年度の佐賀（基山）大会参加者数

パワーリフティング公開競技	男 性	女 性	合 計
第７９回わたＳＨＩＧＡ輝く ２０２５国スポ ［開催日：令和７年９月２０日～２１日］	１０４名 （１０６名）	４７名 （３９名）	１５１名 （１４５名）

１．３　日本スポーツマスターズ記念事業２０２５愛媛大会の開催

※（　）内数字：前年度の長崎（対馬）大会参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和７年７月 １９日～２１日	第３０回ジャパンクラシックマスターズパワー大会	愛媛県 伊予市	２７５名 （２１７名）

１．４　日本グランプリ２０２５神奈川県大会の開催

※生涯スポーツ大会、（　）内数字：前年度の兵庫（姫路）大会参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和７年１０月 ２５日～２６日	第４回日本グランプリ	神奈川県 小田原市	３６０名 （３２６名）

１．５　グレートゲームズ北九州大会の開催

※観戦スポーツ大会、（初開催）

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和７年１２月 ２１日	第１回グレートゲームズ	福岡県 北九州市	３６名

駅構内で約３千人が観戦し、パワーリフティングスポーツの魅力を広く発信した。

１．６　健常者と障がい者の交流大会の開催

第４回日本グランプリ大会で、女性の聴覚障がいのある選手１名、男性の視覚障がいがある選手１名、合計２名が参加した。

主催競技会の運営に関する施策について

【実施結果】

（１）各種競技会の適正な運営と進行

全国的競技会においては、アンチドーピング講習会の受講、出場標準記録取得日等の出場要件を厳格にチェックし、不正な手段を用いての大会出場を阻止するなど適正な競技会運営に努めた。また、陪審員、審判員、テクニカルコントローラーを対象としたルールクリニックで、最新ルールの確認を行うことで審判員及び関係者の技術平準化を図った。

（２）国際大会へ派遣する選手の選考方法

国際大会派遣選手選考規程及び国際大会への選手団派遣規程を見直しと厳正な適用を行い、トラブルのない選手選考及び選手団派遣に務めた。

（３）選手の健康対策、事故防止に向けた医科学情報の入手と啓発

感染対策、熱中症対策、怪我対策、過度な減量への注意等について取りまとめた健康対策方針を策定し、ホームページで周知を行った。しかしながら、本年度の普通傷害保険請求件数は２件であり前年度より１件増加している。また、施設賠償保険請求も１件発生した。

組織基盤の確立に関する施策

【実施結果】

（１）各種規程類の見直し

スポーツ庁ガバナンスコードに基づき、引き続きスポーツ法務に精通する顧問弁護士とともに各種規程類の改訂を行った。

（２）ガバナンス講習会の実施

審判員、都道府県役員（代表者、理事、監事、事務局長等）、選手等の本協会関係者全般を対象として、以下の内容を中心としたガバナンス講習会を実施した。

・開催日：令和７年１２月１７日、令和８年１月１４日
・開催方法：ZOOM オンライン会議）
・SNS 利用の際の法的注意点
・ハラスメントの加害者とならないための注意事項

加盟組織の基盤強化・充実に向けた施策

【実施結果】

・各地方協会とは、機会を捉え、未組織の状況にある協会や各県スポーツ協会への加盟等を含めた働きかけを行っている。
・社員総会やガバナンス勉強会などを通し、加盟団体とのコミュニケーション強化を推進した。
・講習会や定時社員総会を通じて、スポーツ団体ガバナンスコード自己公表を推進した。その結果、計１７団体が JSC スポーツガバナンスウェブサイトへ自己公表の登録を完了した。また、取得を推奨している法人格については、兵庫県、群馬県、東京都、北海道の４都道県団体が法人格を取得した。

公益事業１－２ 国際的競技会等への選手・役員の派遣事業

【実施結果】

（１） 国際大会への派遣

本年度は、アジア連盟が主催するアジア・パシフィック・アフリカ大会を兵庫県姫路市に誘致した。20 カ国から 718 名（日本人 261 名含む）の選手が来日し、コーチ陣 59 名、オフィサー10 名で大会運営を行なった。海外への派遣は以下の通り。

日付	大会名	開催地	参加人数
5 月 5 日 ～11 日	アジアエクイップパワーリフティング選手権 アジア大学クラシック・エクイップパワーリフティング選手権大会	インド	11 人
5 月 17 日 ～25 日	世界クラシック＆エクイップ ベンチプレス選手権大会	ノルウェー	74 名
6 月 8 日 ～15 日	世界クラシックオープン パワーリフティング選手権大会	ドイツ 共和国	16 名
7 月 5 日 ～13 日	アジアパシフィックアフリカ パワーリフティング＆ベンチプレス選手権大会	日本	261 名
7 月 15 日 ～20 日	世界学生パワーリフティング選手権大会	トルコ共和国	6 名
8 月 7 日 ～17 日	ワールドゲームズ	中華人民 共和国	5 名
8 月 24 日 ～9 月 5 日	世界クラシック＆エクイップ サブジュニア・ジュニア パワーリフティング選手権大会	コスタリカ	19 名
10 月 8 日 ～12 日	アジアクラシック＆エクイップ ベンチプレス選手権大会	香港 特別行政区	25 名
10 月 12 日 ～19 日	世界クラシック＆エクイップ マスターズパワーリフティング選手権大会	南アフリカ 共和国	14 名
11 月 10 日 ～16 日	2025 世界パワーリフティング大会選手権（ 一般 ） ※Equipped	ルーマニア	10 名
12 月 1 日 ～10 日	アジアクラシックパワーリフティング選手権大会 ※Classic	トルコ共和国	36 名

※ダブルエントリーを除く実人数をカウント

（２） 日本選手団の安心・安全な派遣

国際的な人の移動が安定した環境下、本協会は選手強化及び国際交流の促進を目的とし、国際大会への選手及び国際審判員の積極的な派遣を実施した。派遣に際しては、近年の国際情勢を踏まえつつ、選手の安全と健康を最優先とした派遣体制を構築及び運用するため、外務省の海外安全ホームページで危険レベルが４の国地域への派遣は中止とする

ほか、旅レジ登録、健康診断書の事前提出、本協会が指定する渡航保険加入を義務付けている。

公益事業１－３　競技指導者養成の推進事業

【実施結果】

（１）「スポーツ指導者」の育成

「公認パワーリフティングコーチ１養成講習会」を開催し、指導者の資質向上と競技力のレベルアップを目指し、体系的な知識・技能の普及に努めた。

開催日：令和７年７月５日（土）６（日）

参加者：５９名

主な内容：筋生理学、ドーピング防止、救急救命実技と応急処置、実技研修

（２）「生涯健康指導士」の育成

育成講習会については、都合により中止とした。

（３）公認審判員の育成

「３級審判講習会の開催と公認審判員試験」に基づいて、関係者へのルールの認知と資格取得者のすそ野を広げるとともに、既存の資格取得者へは上位資格の取得をさせるため、全国的競技会にて昇格試験を実施した。

① ３級審判員取得　　１１８名（前年１１５人）

② ３級審判員から２級審判員へ昇級　　１８名（前年１９人）

③ ２級審判員から１級審判員へ昇級　　４名（前年４人）

公益事業１－４　ドーピング根絶に向けたアンチ・ドーピング活動の継続的な実施事業

【実施結果】

（１）ドーピング検査の実施

全日本パワーリフティング選手権大会クラシック部門（宮崎県）において、ＮＦＲｅｐ（エヌエフレップ）を派遣し検査を実施した。アジアパシフィックアフリカ大会においてＩＦＲｅｐ（アイエフレップ）を派遣し検査を実施した。また、本年度より皮脂拭取法による簡易検査を導入し、３大会において試行運用を行なった。

検査結果：ドーピング違反は検出されなかった。

（２）ドーピング防止に関する活動の充実

①　Ｗｅｂオンライン講習会の開催

１２回、１６６２名参加（前年度１１回、１４１８人参加）

②　対面講習会の開催

１３回、２２９名（前年度１８回、１５５人参加）

合計　１，８９１名

オンライン（１６６２名）		
４月５日	オンラインアンチドーピング講習会1	１２４名
５月１０日	オンラインアンチドーピング講習会2	１３５名
５月２７日	オンラインアンチドーピング講習会3	９０名
６月２１日	オンラインアンチドーピング講習会4	１０２名
７月２７日	オンラインアンチドーピング講習会5	１８８名
８月１６日	オンラインアンチドーピング講習会6	１４９名
９月１３日	オンラインアンチドーピング講習会7	２０３名
１０月１１日	オンラインアンチドーピング講習会8	１７１名
１１月２２日	オンラインアンチドーピング講習会9	２４６名
１２月１９日	オンラインアンチドーピング講習会１０	８８名
１月１０日	オンラインアンチドーピング講習会１１	４９名
２月２１日	オンラインアンチドーピング講習会１２	１１７名
対面講習（２２９名）		
５月１６日～１７日（２回）	第５４回全日本男子パワー大会、第４９回全日本女子パワー大会第４４回全日本ジュニアパワー大会、第２４回全日本サブジュニアパワー大会、第４３回全日本マスターズパワー大会（富山県富山市）	７名
７月１８～１９日（２回）	第３０回ジャパンクラシックマスターズパワー大会（愛媛県伊予市）	１６名
８月１７日（１回）	第４３回全日本高等学校パワーリフティング選手権大会（埼玉県さいたま市）	１５１名
９月２０日（１回）	わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ 公開競技（滋賀県栗東市）	３名
１０月２４日～２５日（２回）	第４回日本グランプリ（神奈川県小田原市）	２８名
１月１５日～１７日（３回）	全日本ベンチプレス選手権大会第２７回クラシック部門第３８回エクイップ部門（香川県高松市）	１７名
２月１２日～１３日（２回）	全日本パワーリフティング選手権大会第３０回一般男子・女クラシック部門、第３１回サブジュニア、ジュニアクラシック部門（宮崎県延岡市）	７名

（３）<u>競技会運営での救援活動</u>

医師や看護師の競技会配置とＡＥＤ設置会場の選定、救急医療機関の事前確認を基本に、万一の事態に備えた。「新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン」廃止後も健康安全対策ガイドラインを策定して、引き続き安心・安全な競技会運営に努めた。

公益事業１－５　広報活動の充実・情報流通の推進事業

【実施結果】

・広報部員を増員し、解説を入れた生配信や優勝者インタビューを取り入れる等、大会のYouTube 配信の充実に努めた。
・ホームページの構成変更、情報量増加を図り、ＪＰＡ情報のタイムリーな発信とコンテンツの内容充実に努めた。
・テレビ放送局からの問い合わせには応諾し、積極的な情報発信に努めた。
・外部媒体の書籍へ毎月記事の投稿を行い、大会情報等の積極的発信に努めた。

令和 7年度事業報告　附属明細書

令和 7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

公益社団法人日本パワーリフティング協会

監　査　報　告

公益社団法人日本パワーリフティング協会
会長　古城　資久　殿

令和８年５月１２日

監　事　安原　徹

監　事　石原美保

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2.　監査意見

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

法人の基本情報

法人の名称	公益社団法人日本パワーリフティング協会	
設立登記日	平成25年4月1日	
法人の目的	この法人は、我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	兵庫県	赤穂市加里屋98番地16

運営組織に関する重要な事項（公益社団法人用）（認定規則第46条第1項第2号）

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	50人
（代議員制を採用している場合） 社員（代議員）を選出する会員の数（注1）	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項（注2）	第5条、第6条、第8条～10条、第13条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
定款第6条に「この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。」と規定しているが、承認に関する特別な定めはなく、基本的には、この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する個人、法人であれば誰でも入会可能な体制となっている。また、定款第13条で「正会員及び名誉会員の承認」を社員総会の承認事項としている。	
社員の議決権に関する定款の条項	第17条
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

注1　定款において、資格を有する者（会員）の中から社員（代議員）を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。
注2　定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事の数その他の状況

	理事又は監事の数		財産上の利益の総額（年間総額）	
		（うち常勤）		うち、退職手当の額
理事	15人	0人	0円	0円
監事	2人	0人	1,200,000円	0円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(5) 職員について

職員の数	2人	うち常勤	2人

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和7年6月8日	事業報告、決算書類の承認、役員選任
理事会	令和7年4月22日	国内開催国際大会ルール制定、個人装具の使用期限、国際派遣承認、規程改訂、ほか
理事会	令和7年5月1日	令和6年度事業報告及び計算書類、役員選考委員会答申、定時社員総会招集、ほか
理事会	令和7年5月23日	非弁行為通報、名誉役員承認、助成金支出基準承認、ほか
理事会	令和7年6月23日	賛助会員入会承認
理事会	令和7年7月1日	謝金支払い承認、委員会人事、簡易ドーピング検査導入、利益相反取引の承認、ほか
理事会	令和7年7月15日	賛助会員入会承認
理事会	令和7年8月8日	大会運営ルール、委員会人事、規程類承認、ほか
理事会	令和7年9月12日	大会運営ルール、国際大会派遣ルール、ほか
理事会	令和7年10月10日	ホームページ運営、SNSトラブル対応、簡易検査、ガバナンスコード自己公表、ほか
理事会	令和7年11月7日	大会スケジュール、大会ルール、指導者育成、規程類改訂、ほか
理事会	令和7年12月12日	規程類改訂、物品購入、国際派遣、賛助会員入会承認、ほか
理事会	令和7年12月15日	賛助会員入会承認
理事会	令和8年1月28日	謝金支払い承認、JADA自費検査、AF役員推薦、規程類改訂、ほか
理事会	令和8年3月10日	令和8年度事業計画、予算書、資金調達書類、規程類承認、運営ルール、ほか

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア：法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	安原　徹
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合で	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	

あって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ:会員等について (注3)

会員等区分の名称	会員の数
正会員	50人
名誉会員	14人
賛助会員	11人

注3　定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

公益社団法人日本パワーリフティング協会　事業・組織体系図

本部(主たる事務所)

所在地
兵庫県赤穂市加里屋98番地15

公1　我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力と心身な健全な発達に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業

- **公1-1**
  全国的競技会の開催事業
- **公1-2**
  国際的競技会への選手・役員等の派遣事業
- **公1-3**
  競技指導者養成の推進事業
- **公1-4**
  ドーピング根絶に向けたアンチドーピング活動の継続的な実施事業
- **公1-5**
  広報活動の充実・情報流通の推進事業
- **公1　その他**
  - ・主催競技会の運営に関する事業
  - ・組織基盤の確立に関する事業
  - ・加盟組織の基盤強化・充実に向けた事業
  - ・財務基盤の確立に関する事業

事業年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

事業活動に関する重要な事項（規則第46条第1項第3号）

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	2,475,315円	うち個人から	12,000円
		うち法人から	2,463,315円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	52,241円

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	46,245,970円	負債額	1,724,768円
		期末純資産額	44,521,202円
		うち公益目的事業会計の純資産額	円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 注）
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。
また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。
注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	無

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無	有	リスク軽減策の有無	有

【別表A（1）（中期均衡の計算（収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合））】

下表の水色欄（■）を記載ください。黄色欄（■）は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

	発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a	～	円		
b	～	円	円	円
c	～	円	円	円
d	～	円	円	円
e	～	円	円	円

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用
公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益、経常費用		1	111,829,722 円	100,114,833 円
減価償却費に係る調整（経常費用の控除対象）		2		△ 円
公益充実資金に関する収支（当期の取崩額（公益目的事業財産の取得等に係る部分を除くを「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載）		3	0 円	0 円
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	4	0 円	
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	5	0 円	
合計		6	111,829,722 円	100,114,833 円

収入≧費用	収入＜費用
年度剰余額（収入－費用）	年度欠損額（費用－収入）
A 11,714,889 円	B 0 円

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益」欄に加算してください。

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額（残存欠損額）
	A 11,714,889 円	C 0 円

暫定残存剰余額（A－C）	通算した残存欠損額の発生事業年度	b	c	d	e	
D 11,714,889 円	通算額	0	0	0	0	円
	E 通算後に残る額	0	0	0	0	円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額（残存剰余額）
	B 円	J 0 円
		通算額（収支相償の剰余金）
		F 0 円

残存欠損額（B－J－F）	通算した残存剰余額の発生事業年度	a	b	c	d	e	
G 0 円	通算額	0	0	0	0	0	円
旧制度分解消	H 通算後に残る額	0	0	0	0	0	円

← 旧制度における未解消の剰余金がある場合まずそちらから解消

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることで解消することができます。【→解消策の内容は別様式に記載】

		a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額（D）	
	解消対象となる剰余額	0	0	0	0	0	11,714,889	円
I	解消額	0	0	0	0	0	0	円
J	翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	0	0	0	0	11,714,889	円

← 年度剰余額がある場合、a-eの残存剰余額とDを記載
年度欠損額がある場合、Gで計算したa-eを記載（暫定残存剰余額（D））」の欄は0）

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

	発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a	～	0 円		
b	～	0 円	0 円	0 円
c	～	0 円	0 円	0 円
d	～	0 円	0 円	0 円
e	～	0 円	0 円	0 円
f	2025/4/1 ～ 2026/3/31	11,714,889 円	0 円	0 円

← 0より大きい場合、中期的収支均衡が図られていないと判定されます。

【別表B（1）公益目的事業比率の算定総括表）】

（公益法人認定法第 5条第 8号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(12欄より)	1	100,114,833	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (12、21、30欄の合計)	2	111,391,180	円
公益目的事業比率（1欄÷2欄）	3	89.8	%

公益実施費用額の計算				
公益目的事業に係る事業費の額		4	100,114,833	円
調整額	土地の使用に係る費用額	5	0	円
	融資に係る費用額	6	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	7	0	円
	公益充実資金積立額	8	0	円
	公益充実資金取崩額	9	0	円
	引当金の取崩額	10	0	円
	財産の譲渡損等	11	0	円
公益実施費用額（4欄～11欄 合計額）		12	100,114,833	円

収益等実施費用額の計算				
収益事業等に係る事業費の額		13	0	円
調整額	土地の使用に係る費用額	14	0	円
	融資に係る費用額	15	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	16	0	円
	特定費用準備資金積立額	17	0	円
	特定費用準備資金取崩額	18	0	円
	引当金の取崩額	19	0	円
	財産の譲渡損等	20	0	円
収益等実施費用額（13欄～20欄 合計額）		21	0	円

管理運営費用額の計算				
管理費の額		22	11,276,347	円
調整額	土地の使用に係る費用額	23	0	円
	融資に係る費用額	24	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	25	0	円
	特定費用準備資金積立額	26	0	円
	特定費用準備資金取崩額	27	0	円
	引当金の取崩額	28	0	円
	財産の譲渡損等	29	0	円
管理運営費用額（22欄～29欄 合計額）		30	11,276,347	円

【別表B (5) 公益目的事業比率に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別 (中科目別) の費用額を記載してください。各事業別 (公 1、公 2) や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位 :円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
委託費	7,833,826		2,380,380	10,214,206	配賦基準 :使用割合
海外派遣費	25,252,591			25,252,591	配賦基準 :
諸謝金	13,729,000		20,000	13,749,000	配賦基準 :使用割合
ﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ検査料	407,000			407,000	配賦基準 :
印刷製本費	767,900			767,900	配賦基準 :
会議費	2,319,749		450,204	2,769,953	配賦基準 :使用割合
旅費交通費	18,420,397		808,487	19,228,884	配賦基準 :使用割合
通信運搬費	519,901		178,963	698,864	配賦基準 :使用割合
消耗品費	7,139,219		96,096	7,235,315	配賦基準 :使用割合
修繕費	255,000			255,000	配賦基準 :
賃借料	14,804,109		340,265	15,144,374	配賦基準 :使用割合
減価償却費	5,435,092		100,838	5,535,930	配賦基準 :使用割合
保険料	359,027		8,610	367,637	配賦基準 :使用割合
諸会費	720,000		690,738	1,410,738	配賦基準 :使用割合
講習会費	56,100			56,100	配賦基準 :

支払手数料	435,922		3,221,156	3,657,078	配賦基準 :使用割合
大会助成金	1,660,000			1,660,000	配賦基準：
役員報酬			1,700,000	1,700,000	配賦基準：
水道光熱費			93,567	93,567	配賦基準：
接待交際費			92,773	92,773	配賦基準：
ﾘｰｽ料			21,120	21,120	配賦基準：
租税公課			1,073,150	1,073,150	配賦基準：
合計	100,114,833	0	11,276,347	111,391,180	

別表で申請されるものの合計値を転記してください。

① 土地の使用に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

② 融資に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

③ 無償の役務の提供等に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

【別表C （1） 使途不特定財産額の保有制限の判定）】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝資産－ 負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－ （控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部		
控除対象財産の額（C(2)控除対象財産の額（A～Fの合計）から転記）	1	27,763,743 円
流動資産（控除対象財産以外）の額	2	18,482,227 円
固定資産（控除対象財産以外）の額	3	円
資産計	4	46,245,970 円

負債の部		
控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産（控除対象財産以外）に直接対応する負債の額	6	1,724,768 円
固定資産（控除対象財産以外）に直接対応する負債の額	7	円
引当金勘定の合計額	8	円
その他負債（各資産に直接対応しない負債）の額	9	円
負債の合計額	10	1,724,768 円
純資産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金の額	11	円
指定純資産の額	12	円
一般純資産の額	13	44,521,202 円
負債の部及び純資産の部合計	14	46,245,970 円

2. 使途不特定財産額の保有上限額の計算

事業年度（過去5年間）	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額
2020/4/1 ～ 2021/3/31	14,262,001 円
2021/4/1 ～ 2022/3/31	14,698,105 円
2022/4/1 ～ 2023/3/31	26,762,143 円
2023/4/1 ～ 2024/3/31	42,880,580 円
2024/4/1 ～ 2025/3/31	60,069,010 円

	15 保有上限額	
レ	基本（過去5年間の平均値）	31,734,368 円
	当該事業年度の値	円
	前事業年度の値	円

（当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載）

（当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

当該事業年度	100,114,833 円

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費（一般純資産及び指定純資産に係るもの）の額	16	100,114,833 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	17	円
公益充実資金の積立額（A(5)-1 4表合計から転記）	18	0 円
計	19	100,114,833 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	20	円
財産の譲渡損、評価損等の額	21	円
公益充実資金の取崩額（A(5)-1 4表合計から転記）	22	0 円
控除額計	23	0 円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	24	46,245,970 円
負債 10欄	25	1,724,768 円
一般法人法第131条の基金 11欄	26	0 円

控除対象財産の額 1欄	27	27,763,743 円
対応負債の額 39欄	28	0 円
予備財産額	29	0 円
使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄（0以下の場合は0）	30	16,757,459 円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	27,763,743 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	0 円
指定純資産の額 12欄	33	0 円
31欄-32欄-33欄	34	27,763,743 円
引当金勘定の合計額 8欄	35	0 円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	1,724,768 円
その他負債の額 9欄（10欄-35欄-36欄と同額）+11欄	37	0 円
一般純資産の額	38	44,521,202 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円
指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円
その他負債の額 10欄+11欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	31,734,368 円
使途不特定財産額 30欄	41	16,757,459 円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

＜欄外＞事業年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	円

【別表C (2) (控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産 (継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠特定財産	公益充実資金の取り崩し又は剰余額の解消策に充てた額の管理 (※)
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末	取得時期	
1	基本財産 定期預金	三菱東京UFJ銀行品川駅前支店	運用益を公益目的事業の財源として使用している。	21,840,533 円	円	5,460 円	円	21,845,993 円	認定前	
2	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16 バックボード等	公益目的事業の用に供している。	4,355,431 円	5,427,759 円	6,544,911 円	円	5,472,583 円	認定前	
3	ソフトウェア	兵庫県赤穂市加里屋98-16 ｸﾞｯﾄﾞﾘﾌﾄｼｽﾃﾑ	公益目的事業の用に供している。	0 円	7,333 円	110,000 円	円	102,667 円	認定後	
計 (A)				26,195,964 円	5,435,092 円	6,660,371 円	0 円	27,421,243 円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 法人活動保有財産 (公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所	事業区分 (収、管)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
		面積、構造、物量等	事業番号		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16 ラック-PC	管	管理運営の用に供している。	1 円	61,238 円	367,437 円	円	306,200 円
2	ソフトウェア	兵庫県赤穂市加里屋98-16 管理システム	管	管理運営の用に供している。	75,900 円	39,600 円	円	円	36,300 円
計 (B)					75,901 円	100,838 円	367,437 円	0 円	342,500 円

3. 公益充実資金 (A (5) より)

帳簿価額 (C)				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

4. 資産取得資金 (公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良) (C (3) より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計 (D)			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施) (C (4) より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計 (E)			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

6. 指定寄附資金 (交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた使途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
				円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円
計 (F)				0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(※)公共通、公 1、公 2、収 1、管 等

控除対象財産の額 (A～Fの合計)	前期末	期末
	26,271,865 円	27,763,743 円

<参考値>

1から6の財産の合計額	期末 (公益)	期末 (公益以外)	総合計
	27,421,243 円	342,500 円	27,763,743 円

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度				
	自	令和7年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 ＋ 公益目的保有財産 ＝ 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 ＋ 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 － 当該事業年度の公益目的事業費等＝ 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額（12欄＋14欄－20欄。マイナスの場合は零）	1	16,972,340 円

☐ 時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	6,482,730 円

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	寄附を受けた財産の額	3	2,475,315 円
	交付を受けた補助金等	4	36,003,622 円
	公益目的事業に係る対価収入	5	71,127,793 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
	社員が支払った経費の額（公益社団法人のみ記入）	7	2,115,000 円
	公益目的保有財産の運用益等（5欄に参入した額を除く）	8	6,494 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄－21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	101,498 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)		14	111,829,722 円

当該事業年度の公益目的事業費等

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	15	100,114,833 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価	18	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄－22欄)(マイナスの場合は零)	19	1,225,279 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄～19欄の合計)		20	101,340,112 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（別表C(2)A）	21	27,421,243 円

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	26,195,964 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄＋21欄。マイナスの場合は零)	24	44,393,583 円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類（寄附規定、募集要綱等）を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
寄付金	特に定めはない	2,475,315円
		円
合計		2,475,315円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
受取会費	4,230,000円	2,115,000円
	円	円
合計	4,230,000円	2,115,000円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
定期預金	預金利息	6,494円
		円
合計		6,494円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途（公益目的事業の内容）	金額
		円
		円
合計		0 円

事業年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

確　認　書

（認定規則第57条第１項ただし書）

内閣総理大臣

高市　早苗　　殿

法人の名称　公益社団法人日本パワーリフティング協会

代表者の氏名　古城　資久

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。以下「認定法」という。）第２２条第１項に関する書類を提出するに際し、当法人は、下記の事項を確認しました。

記

認定法第６条第５号に規定する欠格事由に該当しないこと

レ　：　確認しました

納　税　証　明　書

（その４　滞納処分を受けたことのない証明用）

見本

住　所（納税地）　　兵庫県赤穂市加里屋９８番地１６

氏　名（名　称）　　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

代　表　者　氏　名　代表理事　古城　資久

自　令和　７年　４月　１日
至　令和　８年　３月３１日

間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

以　　下　　余　　白

徴管（証明）　第　０００００７２　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　８年　４月２２日　　相生税務署長

財務事務官　　西坂　彰弘

県税

納税証明書（2）

交付番号　第 2608000111 号
1／　1頁

住　　所
（所在地）　赤穂市　加里屋　９８－１６

氏　　名
（名　　称）　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

記

1．令和　５年　４月２２日から証明日の前日までに、兵庫県税およびこれに付随する延滞金等について、滞納処分を受けたことはありません。
以　下　余　白

2．

3．

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 8年 4月22日

兵庫県西播磨県民局長
（龍野県税事務所発行）

兵庫県県民局印

税33074

滞納なし証明書

納税義務者	住所	赤穂市加里屋９８番地１６
	フリガナ	
	氏名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

記

市税に未納の額（納期未到来額を除く）が無い事を証明する。

備考

赤税収証　第　　１０号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　８年　４月２２日

兵庫県赤穂市長　　牟禮　正稔

※この証明書はすかし等の不正防止処置を施してあります。
※この証明書は黒の電子公印を使用しています。

この用紙はすかし等の「不正防止」処置をしています

この用紙は「不正防止」処置をしています

賛助会員規程

第１条（目　的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の定款第５条第１項第３号に規定される賛助会員について定める。

第２条（賛助会員）

本協会の目的及び事業に賛同し、本協会の発展を援助しようとする個人、法人又は法人でない団体（以下「団体」という。）は、定款に基づいて本協会の賛助会員になることができる。

第３条（登録手続と承認）

１　本協会の賛助会員になることを希望する者は、所定の申込書を本協会に提出しなければならない。

２　前項の申込書が提出された場合、財務委員会は、理事会での審議に必要な申込者に関する情報を収集し、意見を付して理事会に付議しなければならない。

３　理事会において登録を承認するか否かを審議し、登録を承認された申込者に対しては、財務委員会よりその旨通知するとともに、登録手続等に関する案内を行う。

第４条（年度会費）

１　前条第３項の通知を受けた申込者は、賛助会員年度会費を、本協会指定の方法で定められた期日までに納入しなければならない。

２　賛助会員が納入すべき定款第７条に規定する会費（年度会費）は、次のとおりとする。

（１）個人賛助会員は、年額５，０００円（一口あたり）とする。

（２）団体賛助会員は、年額５０，０００円（一口あたり）とする。

（３）法人賛助会員は、年額１００，０００円（一口あたり）とする。

３　定められた期日までに前項の年度会費の納入がない場合、前条第３項の理事会承認は取り消されるものとする。

４　申込者は、第１項の年度会費を納入した時に、本協会の賛助会員と認定され、財務委員会は申込者に認定証を交付する。

第５条（特典）

１　賛助会員には、次の特典が与えられる。

（１）自らの宣伝広告において、本協会の賛助会員であることを表示すること

（２）本協会のホームページ及び大会プログラム等に賛助会員であることを掲載すること

２　本協会は、個人賛助会員から納入された年度会費の半額を、当該個人賛助会員が所属する都道府県パワーリフティング協会における公式協議会の主催又は主管のために必要な費用その他都道府県パワーリフティング協会の運営のために用いるものとする。

第６条（会員資格の継続）

１　入会した賛助会員の有資格期間は、毎年度４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。
２　前項の資格継続のために賛助会員が納入すべき年度会費は、次のとおりとする。
（１）個人賛助会員は、年額５，０００円（一口あたり）とする。
（２）団体賛助会員は、年額５０，０００円（一口あたり）とする。
（３）法人賛助会員は、年額１００，０００円（一口あたり）とする。
３　前項の年度会費は、毎年度４月末日までに別に定める所定の会員継続申請書に添えて納めなければならない。
４　財務委員会は、賛助会員に対して、会員継続申請書等の必要な書類とともに、毎年度末である３月３１日までに翌年度の継続年度会費の納入に関する案内を行うものとする。

第７条（会員資格の失効）
１　賛助会員は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、賛助会員の資格を失うものとする。
（１）定められた期日までに、継続年度会費の納付がない場合
（２）協会の名誉を傷つける行為又はこの協会の目的に違反する行為があった場合
２　賛助会員が前項各号のいずれかに該当する場合、財務委員会の報告に基づいて理事会において資格失効に関する決議を行い、財務委員会は速やかに当該賛助会員に資格失効に関する案内を行う。
３　資格を失効した場合、前項の理事会決議の日から第５条の特典を失うものとする。

第８条（退会）
１　賛助会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を財務委員会あてに提出しなければならない。
２　前項に規定する退会届を受領した場合、財務委員会は理事会に報告しなければならない。
３　賛助会員が年度の途中で退会する場合、理由の如何に関わらず、既に納付済みの年度会費は返還しないものとする。この場合、在籍期間に応じた割引等の特典はない。前条第３項の規定により、資格を失効した場合も同様とする。

第９条（協議事項）
　この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第１０条（規程の改廃）
　この規程の改廃は、理事会にて決議する。

＜附則＞
１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　この規程は、平成２６年５月１７日に改訂し、同年４月１日に遡って施行する。
３　この規程は、平成２６年１０月３１日に改訂し、同年１１月１日から施行する。

４　この規程は、平成３０年１２月１４日に改訂し、同日から施行する。
５　この規程は、令和２年９月１４日に改訂し、同日から施行する。
６　この規程は、令和５年７月５日に改訂し、同日から施行する。

会員の入会手続き、会費等に関する規程

第１条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の定款第６条の規定に基づく会員の入会手続き、定款第７条に基づく入会金及び会費、定款第８条の規定に基づく会員の退会手続き等について必要な事項を定めるものである。

第２条（適用範囲）

１　この規程の対象は、定款第５条第１項第１号に規定される正会員とする。

２　定款第５条第１項第３号に規定される賛助会員の入会手続き等については、賛助会員規程によるものとする。

第３条（国籍条件）

１　前条第１項に規定する正会員は、日本国籍を有する者とする。

２　本協会は、前条第１項に規定する正会員及び正会員として入会を希望する個人又は団体（以下、総称して「入会希望者」という。）の国籍内容を確認するために、必要により、いつでも必要な書類の提出を求めることができる。

第４条（入会の手続き）

１　定款第５条第１項第１号（ウ）に規定される正会員として入会を希望する個人は、本協会会長あてに本協会が定める様式の次の書類を提出し、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

（１）入会申請書

（２）経歴書

（３）２名の正会員の推薦状

２　定款第５条第１項第１号（ア）及び（イ）に規定される正会員として入会を希望する団体は、本協会会長あてに次の書類を提出し、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

（１）入会申請書

（２）団体規約又は事業概要

（３）役員名簿

３　前２項において、提出された書類に不備があった場合、本協会は、入会希望者に対し、期間を定めて再提出を求めることとし、指定した期日までに提出されなかった場合、入会申請はなかったこととする。

第５条（資格審査条件）

理事会は、前条の規定による正会員の入会申請があった場合又は第７条第４項で規定する継続申請があった場合、入会又は継続の可否につき、第３条に規定する条件のほか、次の条件により決定する。

（１）本協会の除名処分、解任処分、永久追放処分を受けた者でないこと
（２）本協会の期間を定めた処分を受けた者の場合、その期間経過後２年間を経過していること
（３）本協会の活動目的・方針に賛同するとともに、事業活動に協力し支援する会員としてふさわしいと認められる個人、法人又は法人でない団体であること

第６条（資格審査の結果通知）
本協会は、入会の可否に関する結果を入会希望者に通知する。

第７条（有資格期間及び継続申請）
１　入会した正会員の有資格期間は、毎年度４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。
２　年度の途中で入会した場合の期間は、入会した年度の年度末３月３１日までとする。
３　有資格期間中において、第４条第２項第２号で規定される団体の規約、役員名簿等が変更になった場合、新たに本協会の会長あてに提出しなければならない。
４　正会員のうち、入会資格の継続を希望する者は、毎年度４月末日までに、別に定める所定の書類を本協会に提出しなければならない。

第８条（入会金）
１　定款第７条に規定する本協会の入会金は、１００，０００円とする。
２　第６条の規定に基づいて入会を認められた入会希望者は、指定された期日までに入会金及び次条の年度会費を本協会に納入しなければならない。期日までに、入会金及び年度会費の全額が納入されなかった場合、入会に関する理事会の承認は取り消され、入会の申請は初めからなかったものとする。

第９条（年度会費）
１　定款第７条に規定する正会員会費（年度会費）は、年額５０，０００円とする。
２　前項の年度会費は、毎年度４月末日までに別に定める所定の方式で納めなければならない。
３　理事会は、会員から所定の書類を受理した場合、当該会員に対して、資格継続の可否についての結果を通知する。

第１０条（退会）
１　会員が年度の途中で退会しようとする場合、記名及び捺印をした退会届を本協会会長あてに提出しなければならない。
２　会員が年度の途中で退会する場合、既に納付済みの入会金及び年度会費は、理由の如何に関わらず、返還等の措置は一切行わない。

第１１条（協議事項）
この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会において協議の上、解決を図るものとする。

第１２条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。ただし、第８条第１項及び第９条第１項に規定する金額の改定は理事会で審議し、社員総会にて決議する。

＜附則＞

１　この規程は、平成３０年１２月１４日に制定し、同年８月１６日に遡って施行する。

２　この規程は、令和２年６月１３日に改訂し、同日より施行する。

３　この規程は、令和３年１０月３０日に改訂し、同日より施行する。